

2007年度 第2回

臨時総会報告

2007年11月30日（金） 弁護士会館クレオ

第1号議案 「新多摩支部弁護士会館」を三会共同で設立するための物件賃借の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

新多摩支部弁護士会館については、平成21年4月に現在の裁判所八王子支部が立川市に移転することから、弁護士会多摩支部より要請もあり、新裁判所予定地近くに、新たに新会館を設立する方向でこれまで検討がなされてきた。

多摩支部側の要望は、多摩モノレール高松駅前に（株）NIPPO コーポレーションが新築するビルの2階全部を、三会多摩支部会館および三会合同法律相談センター（現在の立川法律相談センターを移転する計画）として賃借して欲しいというものであった。しかし、現状の弁護士会多摩支部および多摩地域の弁護士会法律相談センターがいずれも三会で共同運営されることにより地域の信頼を得ていることや、三会の区別なく共同で活動している多摩地域における弁護士会の実情からして、本年度東弁理事者としては、今後とも多摩支部の三会共同運営を崩すべきではなく、一弁・二弁の意向も考慮せざるを得ないと判断した。

そのため、9月18日開催の東京三会理事者会において、二弁から提案された、

- ①当該ビル1フロア約392坪のうち約206坪を三会で共同賃借し、三会共同運営の新多摩支部会館を設置する。費用は東京三会で2：1：1の割合で負担する。
- ②当該ビル内に三会合同法律相談センターは設けず、立川駅前の現在の立川法律相談センターを維持する。
- ③八王子の現会館建物は、立川の新会館開設後、速やかに売却処分する。

④八王子法律相談センターは、JR又は京王八王子駅近辺に移転のうえ継続させる。

との基本方針を東弁理事者としても了解した。

そこで、この三会理事者会の基本方針を前提として、「三会共同運営の新多摩支部弁護士会館を設立するために、当該ビル1フロア約392坪のうち約206坪を三会で共同賃借し、2：1：1（東弁が2）の負担割合で費用を支出する」旨の承認を求めたのが第1号議案である。

総会では、理事者より、「三会で賃借する新多摩支部会館としては約206坪で設立せざるを得ないが、常議員会で、多摩支部長より東弁で約50～60坪の大会議室を別途借りて欲しい旨の強い要望が出され、これに対し会長がその必要性については東弁としても是認し得るとして、前向きな検討を約束して、既に具体的な大会議室別途賃借に向けて財務委員会及び会館委員会に諮問中である」旨の説明がなされた。

また、提案理由の「前提として」という表現についても、「法的な意味での総会議決の効力は、あくまで議案1に記載されている内容について、本日総会で了承したということであり、それ以上の効力はない。提案理由はあくまで議案提出の経緯の説明であり、議案そのものではない」との説明がなされた。

移転後の八王子会館の処分については、会長らから、「三会理事者会で4点の基本方針を了解した以上、多摩新会館の設立においてこの4点の基本方針を前提とすることは東弁としても崩せず、理事者の責任をもってこの基本方針を次年度以降の理事者に引き継ぐことになる。しかし、八王子会館の処分はあくまでも立川移転後のことであり、東弁が一弁・二弁の持分を買取る可能性も含めて、多摩支部の運営に支障がないような方法を今後十分に検討

し、然るべき時期にあらためて総会で決めることになる」旨の説明がなされた。

これらの理事者説明を経た上で、第1号議案は大多数の賛成で承認された。

第2号議案 基本財産積立金の処分の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

基本財産積立金は、固定償却資産の取得を主目的としているが、新弁護士会館が別途資金調達により竣工し、会館特別会計には将来の修繕などを目的とする修繕積立金が基本財産積立金と二重に積み立てられている。また、近年の基本財産積立金の使用状況を見ると、一般会計の財源不足を補うために利用されているのが実情である。そこで、本会財務委員会の平成19年6月15日付「東京弁護士会財政改革提言書」に従い、「東京弁護士会基本財産規則」を一部改正し、基本財産積立特別会計を廃止し、それに伴い、基本財産積立金を事業準備等積立金として積み立てることを承認した。

第3号議案 「東京弁護士会会則」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

本会財務委員会が作成した「東京弁護士会財政改革提言書」により、東弁護士財務の透明性の確保・拡充のために特別会計の改廃と新公益法人会計基準の導入が提言された。理事者会で同提言を検討した結果、基本方針として、特別会計の改廃を順次行なうこととなった。その結果、司法研究基金特別会計及び基本財産特別会計を廃止することとなり、それに伴い「東京弁護士会会則」の一部改正を承認した。

第4号議案 会館特別会計に関する補正予算の決議の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

新多摩支部弁護士会館設立にあたり、本年度中に賃貸借の仮契約を締結し、保証金の一部を支払うことが予定されるため、また、新多摩支部弁護士会館が建物賃借に基づくものと方針が決まり、昨年度会館修繕積立金会計から会館不動産諸施設取得積立金会計に繰り入れながら、会館用地取得が達成できずそのまま同会計に残存している20億円に関し、全額をもとの会館修繕積立金会計に繰り戻すための補正予算を決議した。

第5号議案 「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」の一部改正の件

◎承認（賛成多数）

〈内容〉

「役員、常議員及び連合会代議員選挙会規」について、推薦候補及び納付金の廃止、文書による選挙運動の緩和等一部を改正することを承認した。

※選挙会規の改正については本号「羅針盤」22-23頁に掲載